

平成24年度第4回諫早市環境保全審議会

1 開催日時 平成24年11月22日(木) 15:00～

2 開催場所 諫早市図書館 視聴覚ホール

3 出席者 委員12名 (欠席者 5名)

事務局8名 オブザーバー 3名

4 会議次第

(1) 議題

○議題1 九州農政局提出の地下水採取事前協議について(答申骨子)

(2) その他

○事務局

委員の皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第4回諫早市環境保全審議会を開催いたします。

本日、■■■委員、■■■委員、■■■委員、■■■委員については事前に会議に欠席の旨連絡をいただいておりますのでご報告いたします。ただいまの出席は、12名で諫早市環境保全条例第56条第2項の規定により、委員総数の過半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。

それでは、本日の配付資料としまして、会議次第、第3回議事録の写し、これまで委員の皆様から頂いた意見を抜粋した資料12、その集約を答申案骨子とした資料13、参考資料3として「諫早湾干拓調整池の水質は悪くない」、今までの資料一覧の6種類でございます。ご確認をお願いします。過不足ございませんでしょうか。なお、本日の会議資料として前回までの配付資料のご持参をお願いしておりましたが、お手元にない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。

それでは、これからの議事進行を■■■会長をお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。本日は、第4回の審議会の開催の案内をいたしましたところ、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、まず、議事録署名人をお願いしたいと思っておりますが、■■■委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり：■■■委員了承)

○会長

ありがとうございます。それでは■■■委員、宜しく申し上げます。

それでは、議事を進行したいと思います。

議題1. 九州農政局提出の地下水採取事前協議についての答申骨子でございます。

平成24年8月30日に市長から諮問されました「九州農政局提出の地下水採取事前協議」について、これまで都合3回の審議会を開催してまいりました。

これまで、委員の皆様から多くの意見をいただきました。今日は、そのご意見を集約した資料とその意見に基づいた答申書に盛り込む骨子を案として提示されております。これまでの審議会における各委員の貴重なご意見を資料12、骨子案としてとりまとめたものを資料13として本日提出しております。

それでは、資料について事務局から説明をいたしますのでよろしく申し上げます。

○事務局

それでは、資料12、資料13についてご説明いたします。

資料12は、第3回までの審議会において委員各位から頂戴したご意見を抜粋した資料でございます。

資料 13 は、抜粋したご意見を分類し、答申案の骨子として整理したものでございます。

資料の説明に入る前に現在の国などの最近の動きについてご報告いたします。

新聞報道等でご存知かと思いますが、去る 11 月 4 日に農林水産大臣ほか本省、九州農政局関係者が来諫され、長崎県、諫早市、雲仙市及び地元関係者と意見交換をされました。

この中で、国は農業用水関連では、海水淡水化施設を整備する考えを表明いたしました。全体で 6 箇所整備し、37,000 m³の淡水を供給し、併せてため池も整備する案を示しております。金額は意見交換では示されませんでした。新聞報道によると 349 億円を見積もっているとのこと。

ただし、資料によりますと「地下水案に対する種々の懸念については、その有無を確認する観点から、地下水調査へのご協力をお願いできればと思っている。」と記載され、また、意見交換でも地下水案については取り下げなどの話はなく、まだ案としては残っている状況と思われま。

では、資料 12「環境保全審議会委員発言内容抜粋」ですが、第 1 回では、事務局からの資料説明や現地調査が主でございましたので、ご意見は 1 件のみでございました。内容は、地下水調査の帰結する干拓潮受け堤防の開門に関わるご意見でありました。

第 3 回までにも開門に関わるご意見をいただいておりますが、本審議会への諮問事項は地下水調査ボーリングに関することですので、開門に係るご意見は、今回は参考意見とさせていただきます。

第 2 回、第 3 回において地下水採取に関するご意見を多数いただいております。

第 2 回では、「市民の安全・安心が確保できるか」や地域の実情、地下水を採取した場合の懸念などを多数ご意見としていただきました。

第 3 回では、専門家の見解、県の見解等を踏まえたご意見や、事業者の説明に対する疑問などもご意見としていただいたところです。

意見の中で地下水に関する重要なご意見として判断した箇所にアンダーラインを引き、番号を付けております。

具体的には、1 ページに①と付けておりますが、「上下水道では限界用水量の 70% 以下が適正揚水量とのことであり、計画している 58,000 m³が適正揚水量なのか」とのご意見でした。

2 ページには②として「農業用水や個人で使用している井戸の水位が下がったり、地盤沈下があるのではないか」、③として「最終的には市民の安全な生活が保証されるかが問題」、④では「地盤沈下は諫早市の過去からの重要な懸案事項であり、市は慎重に対応してきている」とのご意見をいただいております。

3 ページでは⑤として「市民の生活を保証できるという科学的根拠が示されているか」、⑥で「過去のよその事例をみると、年数が経ってから地盤沈下が起こっている」、

⑦で「物質の性質から、必ずしも井戸を掘ったところでなくても、地盤の弱いほかのところに影響が出てくるのではないか」、⑧では「仕事場で大きな穴が開いていた」と地域の実情をお聞きしました。

4 ページでは⑨として、申請書に添付された自治会や水利組合等の地元関係団体との協議書面をご覧になってのご意見でした。

⑩では数十年先で影響が出た場合の懸念をいただきました。⑪でも地域の現状をご意見として頂いております。⑫も先ほどと同じく数十年先での懸念をいただいております。

5 ページでは、⑭に「被害が出たので止めたからといって、すぐに回復するものではない」と過去の経験からご意見を頂きました。

6 ページには⑯で「地盤沈下や水収支など充分解明されていない」と事業者の説明資料不足を指摘されております。

7 ページには 22 に「工業用水に影響が出るとあるが、一番影響を受けるのは一般家庭ではないか」、23 に「中核工業団地に影響すれば影響大である」とのご意見でした。

8 ページの 25 には「現在安定した微妙なバランスが保たれており、地下水を採取すれば影響が懸念され、調査に相当不安を感じる」、26 には「地盤沈下は否定できないとの専門家の意見を尊重したい」、9 ページには 28 に「子ども達の未来の影響に対する懸念」、29 には「事業者の主張に矛盾を感じているのご意見」、31 に「市民の安全などを考えた場合、この揚水計画は無理があるのではないか」とのご意見でした。

事務局の方でこのように整理しましたが、ご覧いただき記載漏れや意見の趣旨が異なるなどございましたらご意見をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○会長

それでは、ただいまの事務局から資料 12 について、今までの第 1 回、第 2 回、第 3 回の委員の皆様のご意見をまとめられ、これについて、問題点などと思われるところに下線を引いてもらいました。

ただいまの説明について何かご意見はございませんか。結構膨大な資料で、重要な点だけ抜粋するというように説明していただきましたけれども何か意見はございませんか。

○委員

全体的に皆さんの意見をピックアップしてまとめられており、細大漏らさず載っているのではないかと思います。充分よくまとめられておりこれでよいと思います。

○会長

ありがとうございました。それでは、抜粋資料 12 についてはこれで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり：全員了承)

○会長

それでは、次に資料 13 の説明をお願いします。

○事務局

次に資料 13 「九州農政局提出の地下水採取事前協議」答申（骨子）でございます。資料 12 の意見集約に基づき、その内容により項目として分類いたしました。

項目として、大まかに「本市の背景」、市民の水に対する位置づけとして「生命の水」、「地盤沈下」、「事業者と専門家の見解の相違」、「安心・安全な市民生活」「計画の妥当性」、「経済への影響」、「その他」といたしました。

各項目に該当するご意見を項目の下に記載しております。左の番号は、資料 12 の番号と同じでございます。

検討と記載している内容は、事務局で項目ごとのご意見の内容を判断し検討結果を矢印で記載しておりますが、あくまで事務局で整理したものでございますので、委員各位のご意見により調整したいと思います。

最後のページにまとめとして記載をしております。これについてもあくまで事務局の案でございます。ご意見を総括し、本件地下水採取は、市民生活、市の経済に密接に関係する。市民の生活が保障される確証が必要である。地盤沈下や水収支の科学的根拠が示されていない。現在保たれている微妙なバランスが崩れた場合の影響が否定できない。よって、「懸念事項が払拭できず合意できないとすることが望ましい」旨を最終意見としてはどうかという案でございます。

この点、大変重要な部分でございますので、ご意見をいただければと思いますので宜しく願いいたします。

○会長

それでは資料 13 について事務局の方で皆様の意見をカテゴリーというのでしょうかまとめていただきました。

①は本市の背景、②は生命の水、③は地盤沈下、④は事業者と専門家の意見の相違、⑤安心・安全な市民生活、そして計画の妥当性、経済への影響、その他ということでまとめていただいております。

これについて 1 ページから見えていただいて、まず、本市の背景はいかがでしょうか。

○委員

資料 12 の中の発言内容を抜粋され、よくまとめられ判りやすいのですが、最終的には地盤沈下が大きな市の目標ではないかと思っておりますので、もう少し地盤沈下をメインに書き込んでいただきたいと思います。今回のボーリング調査で一番影響が大きいのが地盤沈下ではないかと思っております。

○会長

ただいまのご意見について委員の皆様いかがでしょうか。

2 回、3 回の審議会でご意見の意見を聞いておりますと、今のご意見のように諫早、

森山地域の地盤沈下という大変苦い体験をしてきたと思います。そういった意見が印象に残っています。今の意見のように地盤沈下をメインにしてはということですがいかがでしょうか。

○■■■委員

賛成です。

○会長

事務局から何かありますか。

○事務局

ありがとうございます。市も地盤沈下が大変懸念されるところでございます。事業者からは、地盤沈下が起こる可能性は低い、地盤沈下は無いと聞いておりますが、やはり今までご説明しました専門家の見解としても、地盤沈下は否定できないとの意見をいただいております。この骨子の中にも③で地盤沈下とまとめておりますが、委員各位のご意見も多数いただいております。今のご意見のように地盤沈下をメインにもう少し書き込みたいと思います。

○会長

そういう事務局からの話ですがよろしいですか。そういう内容が良いのかもしれませんが、やはり地盤沈下が一番懸念される場所ですので、メインにというか前面に出して答申案の骨子にもっていくことになると思います。

他の項目についてはいかがですか。

○■■■委員

生命の水というのは、やはり諫早は地下水に頼っていますので、ものすごい量を汲み上げるということで大変重要なことだと思います。地盤沈下も重要ですが。

○会長

地盤沈下と同等に地下水の枯渇というか、これも市民の生命の水ですのでそれを考えますと同等に大事だと思います。他に意見ございますか。

それでは2ページはどうでしょうか。項目ごとについてどうでしょうか。

○■■■委員

地盤沈下のところで大事なのは、ボーリングしたからすぐに起こるのではなくて、数十年後の時代に懸念されるということだろうと思います。それから水のことですが、まとめのところで「諫早市民の生活及び経済に密接に関係する」となっていますが、もっと具体的に諫早市民の飲料水としてとか、あるいは農業活動、中核工業団地の経済活動などにも、というように具体的な言葉を使い表現したほうが真実味がでて訴えが強くなるのではないのでしょうか。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

委員おっしゃられるように、地下水の恵を受けている諫早市でございます。これがもし枯渇するような影響が出た場合、あるいは水質などに影響が出た場合、そういう市民の安全な生活にかかってくるのですが、生命の水として諫早市は大切にしておりますので、大変重要な部分で、委員のご意見のようにもう少し具体的にアピールできるような形でまとめたいと思います。

○会長

それでは資料 13 の 1 ページのところ、生命の水の下に検討としてあり、市民の生命の水に対する懸念を払拭できないということで、農業用水の代替のためのボーリング調査には同意できないとありますが、これでよいでしょうか

(全委員了承)

○会長

それでは、次に地盤沈下についてですが、今まで過去 2 回、3 回の委員の皆様の見解を基にして要約した内容が並べてあります。これについていかがでしょうか。

○事務局

事務局からよろしいでしょうか。先ほど委員からもご意見いただきました⑥のところですが、相当期間が経過してから起こるとか、何十年先にどうなるかわからないなど、少し強調したいと思います。

○会長

ここでは、私は水収支のバランスというか、現在、工業用水を含めて日量 53,000 m³でしたか、それが 58,000 m³を汲み上げるということは現在の倍量を汲み上げることに対し懸念されることが多い。現在保たれているバランスが崩れるのではないかと思います。

○ 委員

結構だと思います。それで数値も入れたほうがよいのではないのでしょうか。現在、取水している量が全体取水したい量の 60% ぐらいを汲み上げているとありました。安全域を全体の 60% 程度に見積もってようやく今の状態で落ち着いている。そういうことも加味して、数値を入れたほうがより具体性がある訴える力が強いのではないのでしょうか。

○会長

ありがとうございました。今の意見についていかがでしょうか。

(全員了承)

○会長

それではそういう内容でよろしいですか。

○事務局

ご意見の中で出てないかもしれませんが、説明資料の中から数値的なものも入れて

みたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○会長

委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(全員了承)

○会長

それでは、地盤沈下について今ご意見もあり、いろいろな委員のご意見を要約してそこに述べてあります。そういったことからして、同意できないということでもよろしいでしょうか。

(全員了承)

○会長

それでは次に事業者と専門家との見解の相違についてどうでしょうか。

○委員

当初、事務局から説明があった、農林水産大臣がお見えになった時の話の中で地下水案への取り下げはまだなされていないとの話だったですね。それで、この審議会として、対抗するわけではないけれどもある程度強い意見として出さなくてはと思います。そのためには文言とか内容的にどうしたら強調できるのか考えなくてはならないと思います。

○会長

ただいまの意見について、条例との関連もあろうかと思いますが、事務局いかがですか。

○事務局

内容的にはできるだけ強調したいと思いますが、ただ、審議会の答申で取り下げを求めるところまではできないと思いますが、地域の実情をご存知の各委員で審議していただいておりますので、今までのご意見を基に強調できるところは強調して答申をまとめたいと思います。

○会長

まとめのところもありますので文言的には検討したいと思います。

安心・安全な市民生活の項目は、いかがでしょうか。

ここの最初に書いてあります「市民の生活をどう保証していくか」、持続的な豊かな生活をしていく場合のポイントだと思う。市民生活を保証できるという科学的な根拠がどうなっているかということだと思います。

ここでまとめてあるように、科学的に市民の安心・安全の解明が保証されているかどうか、そのところが農水省や専門家の意見を見てどうもよくわからない、充分解明されていないということだと思います。充分に解明されていないので同意できないというまとめと思いますが、いかがですか。

○ ■■■ 委員

事業者と専門家の見解の相違とか安心・安全な市民生活とか確かに重要だと思えますが、科学的に市民の安心・安全が保証されているか十分に解明されていないとありますが、この点に関しては、どう解釈すればよいか判りません。科学的には我々では判断できない。そこまで掘り下げるのではなくて地盤沈下に絞ったほうがよいのでは、そこまでこの会に権限がないのではと思います。どこまで言っているのか。意見は意見として出せると思うが、科学的にと言われると意見は出せないのではないかと思います。

○ 会長

確かに専門家ではないので、懸念される場所だと思いますが、事務局いかがですか。

○ 事務局

科学的に解明されていないということについては、委員の方に科学的に解明していただきたいというのではなく、事業者から科学的に解明した資料、委員が納得できるような提示などが無いので、ここに不安があるという意味でこういう記載をしたところでございます。書き方がよくなければ修正したいと思います。

○ 会長

事業者からの説明が科学的に解明されていないような、専門家の意見と対比させてみるとそういうところだと思います。事業者が言っていることそのことが十分な科学的根拠を持っていないということだと思います。

○ 事務局

ここにご意見を列挙しておりますが、こういう不安を持っているというご意見と承っております。これらが、払拭されていないということで解明されていないと記載しております。

○ ■■■ 委員

おっしゃるように我々は、専門家でもないし、専門家の意見を求められているのではないと思います。大飯原発の地層のところを見ましても専門家同士で意見が割れていて、それをどうとるかこうとるか、いやこうとればと言い合っていて、こう考えれば安全だ、いやそうじゃなくてこう考えればだめなんだと、そういうことはいっぱいあります。そういうところは我々が結論として出せるのは解明されていないものは、市民の審判を仰ぐということだろうと思いますので、そのところで我々は結論をだせばよいと思います。科学的な専門家としての意見というのは我々が出す必要はないと思います。

○ 会長

委員の意見のとおりだと思います。いろいろな事業者の説明があつて専門家の意見があつてよくわからない所があつて、審議会としては充分わかっていないのではないかと、そういった懸念があるので同意できないということだと思う。

○委員

安心・安全な市民生活というのは、地盤沈下の項目の中にもいくつかあるので一緒にしてまとめたらと思う。また、専門家の見解の相違も計画の妥当性とまとめたらと思うがどうでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。案として項目を提出したわけですが、おっしゃるように地盤沈下と安心・安全な市民生活、これは密接に関係しておりますので、地盤沈下を強調する意味でもまとめて再度作り直したいと思います。それと事業者と専門家の見解の相違も計画の妥当性の中にまとめたいと思います。

○会長

よろしいですか。他にご意見ありませんでしょうか。

九州農政局は長崎火山岩類だ、専門家は有喜火山岩類だと意見が分かれており、難しいところですが、ご意見ありませんか。

○委員

そういうところで事業者と専門家の意見の相違があっていると思います。

○会長

このところのいろいろな農政局と専門家の意見が分かれていると書いてもよいのではと思います。どうなっているんだと、我々としては科学的な根拠に乏しいから同意できないというまとめで良いと思います。

○委員

そういうことで科学的な根拠に乏しいから同意できないとまとめることができるのではと思います。

○事務局

ありがとうございます。先ほども申し上げたように、④の事業者と専門家の見解の相違と計画の妥当性にまとめて、この結論として科学的な根拠に乏しいので同意できないという形にまとめたいと思います。

○会長

次の経済への影響、その他はこのとおりだと思いますがいかがでしょうか。

(全員了承)

○会長

まとめとして、今までの本市の背景、生命の水、地盤沈下等さらに要約して骨子としてあるが、これについてはいかがでしょうか。

本件地下水採取については、諫早市民の生活及び経済に密接に関係するものであり、市民の安心・安全な生活が保障されるとの根拠が得られなければならない。地盤沈下や水収支についての科学的根拠が明確に示されておらず、地盤沈下、水質の変化及び

地下水枯渇等が大変懸念される。

既存の施設では取水量を制限し、監視を行なうなど現在の微妙なバランスを保つよう取水しており、バランスが壊れた場合の影響は否定できない。よって、地下水事前協議について、宮本市長の諮問が九州農政局提出の地下水採取事前協議についてということなので、懸念事項を払拭できるものではなく、合意できないとすることが望ましいとの結論であると表現してあるがいかがでしょうか。

これは、行政としては、国が計画していることについてノーとは中々言えない立場なのですか。

○事務局

環境保全条例では、地下水採取に関して事前協議制としております。この内容は、採取する前に事前に協議をすることとし、協議して合意できれば協議済書を発行しまして採取に着手できることとなるわけですが、合意できなければ協議済書を発行しない、協議済書がなければ採取に着手できないのでこういう形にしております。雲仙市では許可制にしておりますので、許可できないという形で明確に不許可を提示しておりますが、私どもの保全条例の作り方としましては許可不許可という形にしていけないので、事前協議に合意しないということになります。

ここで合意できないとすることが望ましいという提示をしておりますが、あくまで今までご意見を基にどうでしょうかというご提示をしておりますので、委員の方のご意見によって変わってくると思います。

○会長

それでは、各委員のまとめの部分についての案についてご意見を伺いたいと思いますが。

○ 委員

私は事務局のまとめでよいと思います。

○ 委員

私もそうと思いますが、一つだけ確認したいのですが、九州農政局の地下水採取についての協議というのが、1日5,000 m³で3本、それを15日間採取しますという事前協議で、それに対してどう思いますかということ諮問されているということによろしいんですか。

○事務局

今回の事前協議につきましては、58,000 m³という数量がでておりますが、事前協議の内容としては、調査ボーリングであると、その調査ボーリングはいまおっしゃったように15,000 m³を調査ボーリングとして採取するという事で間違いございません。

○ 委員

そう考えた時に計画の妥当性というところで58,000 m³というのが、結局は出てくるのですが、そこがどう整理すればよいのかというのが残るのかなと思いました。

○会長

事務局から説明がありましたように 15,000 m³取水するための試掘ですか、もう一度説明してください。

○事務局

第1回目の中に事前協議書があると思います。資料1ですが、採取の目的として試験井戸を設置し、取水可能な水量や周辺地盤への影響の有無を確認するための一時的なボーリング調査である、揚水量として1日5,000 m³の3孔合わせて1日15,000 m³を採取します、採取期間は15日ということで事前協議が提出されております。この調査ボーリングが行われた場合の背景には最終的に、1日58,000 m³という計画がございますので、この15日間の調査でどこまでできるのかということもございますが、それがいきつくところが大量取水というところいきついてしまうのでこの事前協議についてどうなのかという諮問をさせていただいたところです。

先ほども意見の中にございましたように、工業用水とか上水道もそうですが、取水を制限しながら、監視を続けながら微妙なバランスを保っているというところがございますので、そのバランスがくずれるかどうかが、そこらが解明されていないために私どもも懸念が大きいというところがございますので、各委員のご意見も同じようなご意見だったと思いますが、この事前協議をどうすべきかご協議いただければと思っております。

○委員

今の説明でよくわかりました。

○委員

微妙なバランスがどこまで微妙かはわかりませんが、事前協議には合意しないとしてよいと思います。

○委員

私はもう少し強く「合意できないとするとの結論とする」として「ことが望ましい」は、はずしても良いのではと思います。

○委員

私も同意見です。合意できないとすることが望ましいとの結論とは合意できないわけですから。えん曲に言わないで、合意できないで良いと思います。

○委員

私も前の資料を見て、また、小野島地区の簡易水道の方の意見を見て、私も絶対反対との意見を通したいので合意できないでお願いします。

○委員

私ももう少し強く合意できないとすることに賛成です。農水省にしても地元の人、委員の皆様も本当にボーリングをすると地盤沈下が起こることはわかっているのです。

何度も農水省の方、大臣も視察されてますが、諫早に住んでみて様子を見て下さいと言いたい感じもしております。どのような視察をされているかわかりませんが、どうしてもボーリングをやるというのでしょうか。見直そうという意見はでていないのでしょうか。今のところは。だから、地元の意見、委員の意見をもう少し取り上げて、強く反対と言って欲しいと思います。

○ 委員

私も同じですが、前にあったこと、事前にあったことを知らされてなければ実感としてわからないのではと思うので前にあったことを掲げて判るのではと思います。

○ 委員

やっと今回出席できたのですが、ただ議事録やこれまでの資料を読ませていただいております。今日のまとめの中でやはり地盤沈下が非常に重要な課題だろうと思っていて、それらを中心にまとめることでよろしいと思います。

科学的な根拠の話ですが、明確な判断をするには相対するような科学的なそれぞれの論が出ているというところで、明確な判断ができない中で懸念が払拭できないというところが一番大きいと思います。

特に、こうした一連の事業というか問題というのは、行政を含めたいわゆる市民と間の信頼関係が非常に重要視される場所だと思います。特にもし地盤沈下が起きた場合、一方がないと言った場合、それをだれが保証するのかというところでまた停滞するというのもあって、基本的には最後の課題、懸念事項を完全に払拭できるものではないことが大きい理由で、これが払拭できないうちには合意できないとすることが妥当だろうと思います。

○ 委員

いろいろ考えたが、ここに書いてあるとおりで良いのではと思います。

○ 委員

今、各委員から意見があったように、私も最終的に合意できないという結論に達したということを強く主張すべきだろうと思います。それと科学的根拠について少し話がありましたが、はじめから参加してはたして我々の認識の範囲でこの結論を出してよいのか相当責任が大きいのではと思っておりましたが、科学的な根拠は別にして我々のレベルの認識で答申しても十分通用するのではと思っております。

○ 会長

ありがとうございました。まとめとして、再度確認ですが、事前協議というのは、ボーリング試掘して 15,000 m³ですか 15 日間取水するという内容ですが、これについて合意できないとの結論に達したということよろしいですか。

(全員了承)

○ 会長

事務局では最後の部分はやさしくまとめられていますが、委員のご意見によりボー

リングの試掘、事前協議について合意できないとの結論にしたいと思います。

事務局から何かありますか。

○事務局

ありがとうございます。それでは、今のご意見を踏まえて修正をしていきたいと思
います。

○会長

それでは、地下水採取事前協議についてきちっと確認して、その上で合意できない
という結論に達したと承認することにしたいと思います。今日の意見を踏まえて修正
し、また骨子として承認したいと思いますがよろしいですか。

(全員了承)

○会長

諮問書に対する答申案については、修正した答申骨子に沿って作成したいと思いま
す。答申書作成については、会長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(全員了承)

○会長

異議がないようですので、答申書作成につきましては会長一任するという事で承
認したいと思います。

それでは、その他について委員の皆様からご意見ございませんでしょうか。

○委員

今日いただいた参考資料 3 のところの各地のアオコの発生など書いてありますが、
これで諫早湾カキのミクロシスチン濃度は平成 22 年長崎県調査と下の分析値のとこ
ろに書いてありますが、アオコの発生状況はそれぞれ年月日は判るのでしょうか。特
定の年月日なのか年間の平均値なのか。

○事務局

この資料については、前回、調整池の水質とかアオコの問題をご指摘いただきまし
て、説明が不足したようですので、県の資料を提示しまして説明しようと考えていた
ところでした。

調査につきましては、右に諫早湾調整池と書いておりますが、「*2」のところ
に記載しておりますけど、干拓事務所の調査結果でございます。調査年月日が平成 19
年 11 月 26 日でございます。あとの部分については、独立行政法人国立環境研究所が
2002 年に公開シンポジウムをした時の資料でございます。

○委員

11 月 26 日というのはアオコの自然発生から考えるとピークは過ぎてますね。もし
ほかの地域がピーク時の夏場とかだとすれば、意図的に差を大きく見せるためのデー
タととられるので、こういう資料には必ず調査年月日が記載する必要があると思いま
す。

○事務局

独立行政法人の資料については、確認していないのでなんとも言えないところですが、資料については、県で確認して提出しておりますので、妥当な資料と思っております。

○会長

確認ですが11月26日というのは、報告書を出した期日ですか。

○事務局

干拓事務所で調査した結果ですので調査年月日と思います。

○会長

だとしたら、委員がおっしゃるようにほとんどアオコはいない時期です。

11月26日の調査であれば、どうかと思う。確認できますか。

○事務局

県に確認してみたいと思います。

○会長

委員よろしいでしょうか。熊本県立大の先生がデータを持っているかもしれない。

○事務局

今のところこの資料しかございません。県の環境保健研究センターでも毒素の調査をしております。結果は定量下限値未満との数値でございますので、尊重したいと思います。

○会長

今の部分は、22ページの説明ですか。

○事務局

参考資料3の22の方の下の方の資料でございます。

マイクロシスチンの毒素につきましては、この調査もございまして、諏訪湖や霞ヶ浦など、かなり調査をされており、徐々に解明できているところもあると聞いておりますが、農作物とか人体に影響があったとか国内で確認されておられませんので、今のところはそう問題になるようなレベルではないのではないかと思います。

○会長

難しい点があろうかと思えます。やはり、調整池の水質は注視する必要があると思えます。アオコの発生、ユスリカの異常発生、そういった水質の異変が起こっていることは確かだと思います。窒素、リンが増え併せて浮泥も増え、水質の浄化には国、県、市がきちんと取り組んでいってほしいと思えます。

○委員

参考資料左側ですが、諫早湾の水質の調査結果はいつですか。

○会長

有明海における流域別負荷量ですか。

○ 委員

そうですね。CODとか窒素、リンとか。

○事務局

干拓調整地は、今現在もCODが8mg/l程度でございますが、何年の結果かは確認しておりません。河川の水質H9年からH20年の平均値、クリーク水質H14年からH20年の平均値ですので、それと対比できるのではと思います。

○会長

前回も話しましたが、ICEネットという県の会議で農林水産省が出してくるデータを環境基準はどうなのかを含めて発表するようにいつも厳しく言っている。環境基準が5mg/lで倍近い。CODが高いということは有機物が多いということで、水質がよくなく、一向に改善されない。

この図で有明海のうち調整池が2%とある。実際に調整池はどうなのか、環境基準と比較してどうなのかが問題だと思う。

○事務局

この2%は、有明海の負荷量の中でどうなのか、全体負荷量が102.8千t/年の中の2%の負荷量ということでございます。

CODにつきましては、確かに環境基準を満足していない状況が続いているわけですが、地域性と申しますか水深が浅いという地域性があり、浮泥が巻き上がったたりとかします。下水道の整備とかいろいろ方策を続けているわけですが、下水道整備率もかなり上がっております。それと農地が多いので農地からの負荷が流入してくる問題もあり、改善の傾向が今のところみられません、徐々に改善していくのではと思っております。

○会長

CODですが、21ページの左の方に有機汚濁物の量を書いてありますが、環境基準からすると倍近くあるわけですから、経年的なデータなども出してほしいと思います。

○ 委員

県の資料のタイトルは。

○事務局

県の資料ですが、干拓の開門の問題点を考える上で「諫早湾干拓事業って何だろう。22の視点で考える」という冊子を作っております。これから抜粋したものでございます。この中には、防災の面とか、干拓はなぜ行われてきたのかなどまとめられております。

○会長

CODについての経年変化の資料は機会があれば出して欲しいと思います。他にご意見がございませんようですので、事務局からお願いします。

○事務局

先ほどから貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。答申書につきましては、今日事務局からお示しさせていただいた資料13の答申書骨子に、今日いただいたご意見を加味した上で会長と調整・作成の上、委員各位には改めて確認していただきたいと考えております。

○会長

それでは、これで本日の審議会の議事は全て終了しました。皆様方のご協力により進行できました。ありがとうございました。